

令和6年（ラ許）第578号 破産手続開始決定に対する許可抗告事件
（原審 東京高等裁判所令和6年（ラ）第2656号）

抗告人 原田 義昭
相手方 船井 秀彦

抗告許可申立理由書

令和7年1月31日

東京高等裁判所第8民事部 御中

抗告人代理人 弁護士 北 出 貴 志

第1 抗告許可申立の理由

船井電機株式会社（以下、単に「会社」という。）に対する破産手続開始決定（東京地方裁判所令和6年（フ）第7200号）は、連結決算を採用する企業集団の破産原因の判断に当たって、破産手続開始決定申立の対象企業の財務状態のみから債務超過であると判断し、破産手続開始決定をなした。

しかしながら、本書第3で述べる通り、連結する企業集団は、それを構成する個々の法人が単独で活動しているものではなく、連結企業集団が一体となって経済活動をしているものであり、その集団の一法人のみの財務状況から破産の要件を判断すべきではない。

破産法第16条の破産原因に関する解釈、適用に関して、現在まで本件のような連結企業集団を対象としてどのように判断すべきかの司法判断はなく、本件は民事訴訟法第337条第2項に定められている「その他法令の解釈に関する重要な事項を含む」場合に当たる。

従って、本件抗告の許可を求める次第である。

第2 抗告人の資格に関して

原審は、抗告人の抗告申立資格に関し、会社の取締役の地位に疑義があるとして、申立資格を認めず却下しているが、以下で述べる通り、抗告人が現に会社の取締役の地位にあること、抗告申立当時も取締役の地位にあったことは明らかである。

1 会社の唯一の株主の意思が明白であること

抗告人を取締役に選任できるのは、会社の唯一の株主であるFUNAI GROUP株式会社（旧・船井電機・ホールディングス株式会社。以下、「親会社」という。）であり、原田が取締役に選任された令和6年9月27日の株主総会開催時

点での親会社の代表取締役は、申立外上田智一氏であった。

すなわち、上田智一氏のみで、会社の取締役の選解任が可能な状況であった。

その上田氏は、原田を自らの後任として、会社の代表取締役であることを認めている（令和6年10月29日付上田智一氏の上申書）。

2 令和6年9月27日の株主総会決議の実態

- (1) 原審は、令和6年9月27日の株主総会議事録（疎甲1）について、概要、その記載内容が開催及び決議の実体を表しているものとは言えないと認定している。
- (2) 同株主総会の実態としては、同日、当時、唯一の株主である親会社の代表取締役であった上田智一氏が、株主提案として提案、決議したものである。
その総会の議事録作成に当たっては、会社法第319条第1項に則り、株主同意の証として、親会社の代表取締役の印鑑を押印して完成させる手筈であった。
- (3) しかしながら、当時、親会社の代表印を管理していた会社経理部の溝畑敬明氏（9月27日、代表を退任する上田氏から、次の代表に引き渡すため代表印を預けられた）は、上田氏から議事録に親会社の代表印を押印して、司法書士に渡し登記申請をするよう指示があったにもかかわらず、これを行わなかった（疎甲12及び13）。
- (4) これを受けて、上田氏から親会社の株式（正確には、親会社の100%株式を保有するスターゲート株式会社の株式）の全部を譲り受け、親会社の代表取締役になった古寺誠一郎氏は、自ら議事録を作成し代表印を押印するため、10月9日、取締役であった柴田氏、溝畑氏らに対し、代表印の引き渡しを求めたが拒否されている。
- (5) 上記経緯で、令和6年9月27日の株主総会議事録が作成されず、登記がされないまま、令和6年10月24日、会社に対し破産手続開始決定がなされた。
このように、親会社による原告人の会社取締役選任の実態があるにもかかわらず、それを認めない者たちによって、登記手続きがなされなかったのである。
- (6) 破産手続開始決定を受け、原告人及び実質の株主であり親会社の代表取締役となった古寺氏らは、会社が破産すべき状態ではなく、そのために即時抗告をなすべきとの結論に至ったが、上記のとおり登記がなされていなかったため、原告人が取締役であることを証明する手段として、前記令和6年10月29日付上田智一氏の上申書によってそれを証明すると同時に、改めて令和6年9月27日の株主総会決議の議事録を作成すべく、新たに登録する予定の印鑑（疎甲1「印鑑カード交付申請書」）をもって、議事録を作成するに至った。

3 株主総会と証拠書類の関係

- (1) 以上の経緯で疎甲1号証が作成されており、原審が指摘する通り、疎甲1は、後日に改めて作成されたものであって、株主総会の実体を細部まで正確に表したのではないと言える。しかし、株主総会決議の中核である、取締役選解任については、まさしく株主の意思がそのまま表れているものであって、議事録と総会の実体の細部で乖離があったとしても、直ちに原告人の取締役の選任がなかったと判断することは出来ない。
- (2) 実際、相手方から提出された証拠においても、役員給与支払伝票（疎乙13及び14）では、原告人が代表取締役として作成されており、伝票登録日である令和6年10月21日時点において、相手方や会社においても原告人が会社の取締役であったことを認識していたこと、すなわち、議事録はなくとも、令和6年9月27日の株主総会決議において、原告人が会社の取締役に選任されたことは、会社内部に対し示されていたということを表している。
- (3) また、前項で述べた通り会社の令和6年9月27日の株主総会にかかる議事録は、代表印を押印できなかったため作成できなかったが、親会社の取締役の選解任は令和6年10月11日、登記されたため、9月27日の取締役選任の決議について改めて追認する内容で、会社法319条第1項に基づく株主総会決議がなされている（疎甲15乃至17）。
- (4) 以上から、疎甲1に不備があったとしても、原告人が会社の取締役に選任されているという事実を否定することは出来ないと言うべきである。

4 小括

よって、原告人は、破産法第9条に定められる利害関係を有するものとして、原告をなす資格を有する。

第3 本件は法令の解釈に関する重要な事項を含むものであること

1 はじめに

破産法第16条第1項は、支払不能または債務超過を破産原因とすると定めているが、前述のとおり、連結する企業集団においてそれを構成する一法人のみの財務状態から債務超過、支払不能を判断すべきではない。

令和6年12月13日付「第一準備書面」第3で述べた繰り返しとなるが、連結決算は、支配従属関係にある2つ以上の企業からなる集団（企業集団）を単一の組織体とみなして、企業集団の財政状態等に対して真実な報告を提供するためのものであり（疎甲5 連結財務諸表に関する会計基準9）、そのために、親会社

から子会社への投資と子会社の資本の相殺消去（同基準23）、連結会社相互間の債権と債務の相殺消去（同基準31）、連結会社相互間の取引高の相殺消去（同基準34）などが会計ルールとして定められているところである。このようなルールがなければ、連結会社間での取引を作ることで、いくらでも売上や利益、あるいは負債と言った数字を作ることができてしまい、企業集団の財務状況を正確に把握できなくなるためである。

そのことは、裏を返せば、企業集団を形成する企業の単独決算をみても、その財務状況は不正確なのであり、その不正確な財務状況を基に債務超過か否かを判断することは、不適切であるということである。また、連結会社で負債があるということは、相手方連結会社においてもそれに対応する債権ないし資産があるということであり（例えば、会社は、FUNAI (THAILAND)CO.,LTD.に対し、約88億円の負債があることになっているが、これはFUNAI (THAILAND)CO.,LTD.から船井電機株式会社が仕入れた代金の買掛金であり、これに対応する製品、半製品や、子会社に販売した場合の売掛金等対応した資産が企業集団内にあるということである。）、これは船井電機株式会社がタイの工場で生産したテレビを仕入れ、それをクライアントに販売するという船井グループの商流（商品の製造、販売の流れ）の為に生じているに過ぎない。

このような企業集団の実体に対して、会計基準はそれに対応して、前述の連結財務諸表に関する会計基準を設けるに至ったが、破産法はなおも、単独企業を前提とした設計となっており、現在の企業集団の実体に対応できていない。本件では、現実の企業集団の実体に対して、遅れている破産制度をどのように適用、運用すべきかが問われているという側面があるのである。

1 企業集団内で負債の集中及び資産の分散がされること

連結企業集団が経営破綻により破産するのであれば、その子会社を含めた連結企業集団すべてを精査し、破産原因の有無を判断すべきである。

そうしなければ、連結企業集団内で、破産申立の対象となった会社にあるべき資産や利益等を他の子会社に移転させることが容易にできることになり、債権者に不利益を与えることになるためである。

この資産や利益の移転は、破産申立の直前等近接した時期に行われれば、管財人による否認権行使で取り戻すこともできようが、長期間計画して移転していた場合や、あるいは企業集団内での取引構造の結果、企業集団の一法人のみに負債が集中し、資産や利益が子会社等に分散するような場合には、対処できない。

現に、船井グループ（会社を含む連結企業集団を指す）の子会社には、グループの製造部門の一部を担う中国船井電機株式会社（代表取締役船井秀彦氏。純資産2024年3月31日現在で約4億円）などがあり、子会社を含めた連結決算では約400億円の資産超過（決算後、船井一族から前経営者の上田氏が株式を

取得する際に船井電機株式会社の預金180億円を担保としてその担保権が実行されたため、180億円が資産から減少しているが、それを考慮しても約200億円は資産超過となっている。)である。

会社が債務超過であるとするならば、連結決算で顕れている200億円の超過資産は、子会社にあることは明らかである。

2 連結企業集団内の債権と外部債権が平等に扱われてしまうこと

(1) 連結企業集団は、一体となって経済活動をする結果、自ずと連結企業集団内における債権債務と、企業集団外の取引における一般の債権債務が発生する。

一般的に、債権者は、連結企業集団全体の資産及び収益を引当財産として与信を行っているのであり、会社単体での与信を行っていない。そして、その負債は、債務者が所有する株式による子会社・孫会社の支配を通し、債務者を含めた債務者のグループ、すなわち子会社、孫会社を含めたグループ全体で得た収益を以て弁済することが予定されているものである。

(2) 破産法上、そのような外部取引先との債権債務と、企業集団間の債権債務を区別して扱うべき規定がないが、連結企業集団内の債権と他の一般債権をその債権額の割合で平等に扱った場合、企業集団内のある法人が、破産対象となる会社に対し多額の債権がある状態となると、破産対象会社の資産は、その多くが企業集団の債権に配当として充てられることとなり、その結果、外部の一般債権者の配当が少額となって不利益を被ることとなる。

現に会社の債務約463億円のうち、企業集団間の負債は約351億円と総負債の75%超を占める(疎甲10)。

企業集団外の負債として主要なものは、横浜幸銀からの借り入れ33億円と、船井哲雄氏からの借り入れ38億円であるが、これらは、会社のグループにあった脱毛サロン運営を業とするミュゼプラチナシステムズ合同会社(令和5年4月11日にKOC・JAPAN株式会社に売却し、会社グループから離脱した)の運営資金として借りていたものないしその連帯保証債務である。つまり、会社は、企業集団の運営のため、企業集団を代表して負債を負っているということである。

会社が破産をすれば、その資産は、総債権の約75%を占める企業集団に配当され、残りの25%弱が外部の一般債権者に配当されることとなるが、企業集団全体で200億円の資産超過であるにもかかわらず、会社が債務超過であるとなれば、その企業集団の資産を引当財産と見込んでいた外部の一般債権者にとっては、十分に債権の満足を得ることができない結果になる。

(3) また、連結企業集団間の債権は、それぞれが合併等すること(株式による支配・被支配関係にあることから、合併は容易である)によって、混同により消滅するような債権である。

そのような企業集団間の債権と、外部の一般債権とを同列に扱うこととなるのは、明らかに不合理であって、破産法の予定していないところと言うべきである。このような事態が起こるのは、連結企業集団においてそれを構成する一

法人のみを破産させることに起因している。

- (4) 以上からしても、連結企業集団においてそれを構成する一法人のみの財務状態から破産原因を判断するべきではない。

3 会社の資産評価について

- (1) 会社は、子会社の株式を保有し、その評価額は簿価230億円あるが、破産申立書では、会社の資産、子会社株式について、簿価約230億円に対し、「債務者の資金繰り悪化により単体で資金繰りを維持することが困難な会社が含まれており、その株式は相当程度無価値となることが想定」されるので、資産として評価できず、従って、会社が債務超過であると主張されている。
- (2) この点、破産法第19条第3項は、破産原因を「疎明」することを規定しているが、そもそも破産原因については、疎明ではなく「証明」を要するというのが、通説であり、実務である（疎乙12。大コンメンタール破産法75頁第二段落）。

しかし、会社の破産決定においては、子会社の決算書類等すら疎明資料として出されず、200億円超の評価がある子会社株式がなぜ相当無価値になるのか、何らの資料も根拠も無いまま、申立のとおり破産原因を認めている（会社の破産により直ちに子会社が立ち行かなくなることが社会通念であるとするならば、子会社らも含めて破産申立をしないことと矛盾しよう）。

このように、会社の破産申立においては、破産原因の証明はおろか、疎明すらなされていないにも関わらず、破産原因を認めた違法があるのである。

- (3) その点を本件に即して言うとは、連結決算で200億円以上の資産超過であるのであり、会社が債務超過であるというのであれば、その200億円の超過資産は船井グループの子会社にあることが明白であると言える。そうであるならば、単純に会社の有する子会社の株式を純資産価額方式で評価しても、200億円超の価値があるということになる。

そうすると、会社の資産の評価は、子会社株式だけでも200億円超はあるはずであり、ゼロであろうはずがない。

従って、会社に破産原因があることを立証するためには、会社が有する子会社の株式の評価、ひいては子会社の財務状況について、本当に株式の評価額がゼロとなる財務状況であるのかどうか立証されなければならないのである。

- (4) よって、この点からも、連結企業集団を構成する一法人の破産原因は、連結企業集団全体をもって判断すべきであると言える。

4 取締役による準自己破産は制限されるべきである（本件会社の破産開始決定は違法、無効であ

- (1) 破産法は、内紛等による不正な破産申立を防ぐため、破産原因の疎明を要することとされているが、破産原因の疎明のみで不正な破産申立は防げないことは、本件で明らかとなったと言える。
- (2) 一応、破産原因の疎明と言う要件はあるものの、特に、世の中に多数ある持

株会社などは、子会社の株式所有を通じて企業集団を支配、管理、運営しているが、事業に必要な資産等は子会社に所有させ、持株会社自体の財務状況は脆弱なことも多いと思われる。一例として、本邦を代表する企業集団の一つであるセブンアンドアイグループを見ると、純粋持株会社である株式会社セブン&アイ・ホールディングスの単体決算では、資産約2兆6000億円のうち、関連会社株式が2兆3450億円（資産に占める割合にして約88%超）を占める。一方で、同社単体の負債は1兆2570億円であり、子会社株式なくしては成り立たない財務状況と言える。加えて、収益は、関連会社当からの受取配当金収入約2000億円（経常利益1220億円）となっている（セブン&アイ・ホールディングス2024年2月期有価証券報告書より）。

- (3) 本件のように、破産を申立てた結果、子会社が立ち行かないので子会社の株式の評価がゼロであると、安易な破産原因の判断の先例を作ると、株主の方針、決議に反発した一取締役によって、自身の選解任の権限を有する株主への対抗手段として、安易に準自己破産という手段が採れてしまうのであり、これが現在の破産法の問題点となっている。

この問題は、例えばM&Aなどで新経営者が会社の株式を取得した際、一取締役の個人的意思によって、その株式取得に投じた資金を無に帰することもできてしまうのであり、このような取締役の過剰な権限は、株主の取締役選解任権を通して株主による会社統治を予定している会社法の趣旨に反することは明白であろう。

- (4) また、一取締役によって会社の破産が認められるようリスクがあるとなると、資本家が会社を買収することは困難となり（特に経営悪化で立て直しのために新経営陣が買収した場合などは、真実債務超過であることも多く、この問題が特に顕著になろう）、自由な資本の移動を通じて経済を発展させるという資本主義経済を不当に妨げる結果ともなる。

また、本件会社のように連結企業集団を形成する法人の自己破産において、取締役会に諮られることなく一取締役がなした準自己破産の申立と同日に、即日手続き開始決定をなすことは、究極には一取締役個人による計画倒産を無条件に裁判所が認めるものであって、利害関係人との調整を規定する破産法の趣旨に反し、違法、無効と言うべきである。

従って、本件破産開始決定を取り消し、そのうえで、今後については取締役の準自己破産に関して、制限をする破産法の解釈、運用がされるべきである。

- (6) 最終的には立法的措置を要することになると思われるが、立法的措置がなされる以前に、破産法の解釈適用、運用によって相当程度改善は可能である。

例えば、準自己破産申立に当たり、取締役会決議の有無や、無い場合の事情の審査をする、準自己破産申立に当たり会社の代表者ないし申立人以外の取締役の審尋期日を設け、主張をする機会を与える、連結企業集団の破産については破産原因の判断において連結決算による判断を原則とするなど、このような運用がされるだけでも、本件は十分に防ぐことができたはずである。

第4 結論

以上のとおり、連結企業集団を構成する一法人の破産原因の判断、及びそのような連結企業集団の中核をなす法人の破産を、一取締役による準自己破産申立て破産手続開始の決定をすることの法律上の是非という点について、法令の解釈に関する重要な事項を含むものであるので、本件抗告は許可されるべきである。

そして、会社の破産開始決定は、その決定に至る破産原因の判断において誤った違法があるため、取り消されるべきものである。

以上